

## AI 利活用に伴う契約時の留意事項の検討 第3回検討会 議事要旨

令和6年12月23日 13:00~14:00

オンライン開催

### ○ 他の検討会等との連携

#### 【委員意見の概要】

- 本件とは別に、経産省が AI 事業者ガイドラインの更新にあたり本チェックリストをリファアーすることを検討しているようであるが、そちらのプロジェクトとの連携をする必要はないか
  - リファアーするにあたり、事業者ガイドラインにおいて必要な説明は加える予定であるため、事業者ガイドラインの更新のために本チェックリストの内容を変更・追加していただきたい点はない（事務局）
- 経産省の国際室における産業データの越境移転に関する検討と関連する部分があれば、状況の確認および連携をしてもよいのではないか
  - 越境移転に関する検討は、政府の行為を主な対象範囲としており、本マニュアルとの連携は不要。他方、当該検討の最終成果物において、本マニュアルをリファアーできる観点があるか確認する（事務局）

### ○ チェックリスト全体について

#### 【委員意見の概要】

- AI 利用者が AI サービスの提供を行う A 社（AI 提供者）と契約をするが、A 社は自社の基盤モデルではなく、利用契約等に基づき B 社（AI 開発者ないし AI 提供者）の基盤モデルを利用しているというケースがある。AI 利用者と A 社との間だけでなく、A 社と B 社間の契約についても確認をすべきという注意喚起があってもよいのではないか
- 重要な問題意識だと思うが、そのような注意喚起が AI 提供者にどのような影響を与えるのかも考慮しながら記載を検討すべき。AI 提供者に対し、その先のベンダとの契約関係の詳細について情報開示を促すことは過度な対応となる印象
- チェックリストを通じてデータの取扱いに関する注意喚起をするという観点からは、インプットしたデータが最終的にどこで処理および保管されるのか確認するような注意喚起は有益と考えられるが、それ以上にどこまで踏み込むかは慎重に検討すべき
- AI 利用者が AI 提供者との契約だけを確認し、インプットしたデータを自己利用しないということで安心したにもかかわらず、その AI 提供者の再委託先で自己利用されている可能性に留意が必要。記載ぶりとしては、チェックをするよう促すよりも注意喚起にとどめる方がよいのではないか
- 利用規約上、外部事業者を使用してサービス提供する旨が記載されている場合、当該外部事業者の利用規約を確認するよう促すことは十分可能と考えられる。そうではない場合に、AI 提供者の委

託先との契約内容等に関する開示義務を求めるのが合理的であるか否かは、対象となる契約次第で判断が分かれ得る。

○ 3.3.チェックリスト本文について

【委員意見の概要】

- 「4.チェックリストを活用する上での留意点」を参照する前提とすると、チェックリスト自体は現時点の記載粒度で十分ではないか

○ 4.2.インプットの提供について

【委員意見の概要】

- インプットデータが自社開発に利用されるか否かに着目した整理はわかりやすい。その中の論点について、個人情報規制における「第三者」性が、契約上の秘密保持義務や第三者提供禁止義務の「第三者」性と一致しない可能性があることについては注意が必要であり、誤読を避けるために注記を追加するのがよいのではないか

○ 4.4.個人情報保護法について

【委員意見の概要】

- PPC のガイドライン等からわかる情報であるようにも思われるが、どのような位置づけのものとして掲載するか。海外にある第三者に開発のためにデータを出すときには 27 条の適用もあるため、27 条と 28 条を合わせて説明すべきと考える
- ユーザとしては、ガイドライン等を参照すればルールを把握することは可能であるが、チェックリストをより読者にとってより使いやすいものにするため、整理して情報提供するというのが本パートの主目的。検討フロー図等は、ガイドラインには掲載されていないわかりやすい整理としての意義もある

○ 4.6.規約改定について

【委員意見の概要】

- 海外の AI サービスのプライバシーポリシーや企業向け利用規約を確認すると、例えば米国カリフォルニア州の法律が準拠法と記載されている。このような海外の準拠法を前提とした場合の留意点を記載することも考えられる
- 規約にどのような記載がなされているのか確認すべきということをはじめに記載し、追加的に、日本の法律ではこのような規律もあるという記載ぶりとするユーザー目線ではより分かりやすいのではないか

以上